

京都府警察術科技能検定に関する訓令

〔最終改正 令和 8 . 5 . 25 京都府警察本部訓令第13号〕

（規程の目的）

第1条 この規程は、警察術科技能検定に関する訓令（昭和29年警察庁訓令第10号。以下「警察庁訓令」という。）に基づき、京都府警察に勤務する警察官に対し逮捕術、拳銃操法及び救急法についての技能検定（以下「技能検定」という。）に関する事項を定めることを目的とする。

（技能検定の目的）

第2条 技能検定は、術科教養の成果を検定して、その普及および徹底に資することを目的とする。

（技能検定の基準）

第3条 技能検定は、級位制によつて行うものとし、その級位及び合格基準は、別に定める。

第4条及び第5条 削除

（検定の実施）

第6条 警務部長は、毎年1回以上各種目の技能検定を行なうものとする。

（検定の手続）

第7条 技能検定実施の期日、場所及び方法の細目その他必要な事項は、その都度警務部長が定める。

（受検者の推薦）

第8条 技能検定は、所属長（初任科生及び初任補修科生については警察学校長）の推薦した者について行う。

（推薦要領）

第9条 所属長が前条に規定する推薦を行うときは、警務部長が別に定める推薦書により、警務部長に推薦（教養課長経由）しなければならない。

（合格者の決定）

第10条 本部長は、警務部長からの報告に基づき、技能検定に合格した者（以下「検定合格者」という。）を決定する。

2 教養課長は、検定合格者に対し、所属長を通じてその旨を通知するものとする。

3 教養課長は、技能検定合格者台帳を備え、検定合格者の決定の都度、台帳にその旨登載するものとする。

（検定合格者の取消）

第11条 本部長は、職務執行にあつて、検定合格者としてふさわしくないと認められる行為のあつた者に対しては、その合格を取り消すことができる。

（技能検定合格の特例）

第12条 警察大学校、管区警察学校、皇宮警察及び他の都道府県警察が警察庁訓令に準拠して行つた技能検定に合格した者は、この訓令による技能検定に合格したものとみなす。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。